

細島港港湾脱炭素化推進協議会規約

(設置)

第1条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十条の三第一項の規定に基づき、細島港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、法第五十条の二第一項に定める官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成等に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関する事
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関する事
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、法第五十条の三第二項の規定に基づき、別表に掲げる構成員によって構成するものとする。ただし、事務局は、構成員の追加等を決定することができる。

2 協議会の会長は、宮崎県県土整備部港湾課長を置くものとする。

3 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

5 会長が必要と認めるときは、構成員に代わる者を協議会に出席させることができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

2 事務局は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ構成員に、協議を行う事項を通知しなければならない。

3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむをえない理由により協議に応じられないときは、あらかじめその旨を会長に報告するものとする。

4 協議会の開催は、構成員の過半数の出席を必要とする。ただし、出席した構成員への委任者は出席とみなす。

5 協議会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

- 6 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 構成員は、協議会にて協議が調った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

第7条 協議会は、構成員の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。
- 3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 構成員及び第5条第6項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び、議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(部会)

第9条 協議会は、特定の事項を処理するため、部会を置くことができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて協議会の議決とすることができる。
- 3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和5年11月9日から施行する。

(附則)

この規約は、令和6年2月7日から施行する。

(別表)

細島港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

【企業】

日本通運 株式会社
センコー 株式会社
八興運輸 株式会社
日向運輸 株式会社
旭化成 株式会社
細島港荷役振興 株式会社
株式会社 日向製錬所
東ソー日向 株式会社
第一糖業 株式会社
中国木材 株式会社
南日本くみあい飼料 株式会社
九州電力 株式会社
宮崎ガス 株式会社

【行政・団体】

国土交通省九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所
宮崎県総合政策部総合政策課
宮崎県環境森林部環境森林課
日向市市民環境部環境政策課
日向市商工観光部商工港湾課
日向商工会議所
宮崎県森林組合連合会

【事務局】

宮崎県県土整備部港湾課
宮崎県北部港湾事務所